

# ダイアパレス千葉青葉台町会会則

2019年3月31日改正

第1章	会員の章
第2章	会費の章
第3章	役員の章
第4章	会議の章
第5章	会計管理の章
第6章	組織連携の章
第7章	日業務務の章（詳細別冊）
第8章	弔事の章
第9章	規程の章
第10章	防犯カメラ運用細則の章

## 第1章 会員の章

第1条 町会の名称は、ダイアパレス千葉青葉台町会（ダイアパレス町会）と称する。

第2条 町会の範囲は、ダイアパレスの敷地内および近隣とする。

第3条 町会の会員は、ダイアパレス住民、近隣住民および商栄会事業者を対象とする。

第4条 入会を希望するときは、町会に申し込む。

入会は、戸別（家族）単位とする。

退会するときは、その旨役員に通知する。

第5条 町会会員には、以下の権利・義務が生じる。商栄会については別途協議による。

- 1、町会長を始めとする各種役員に就任できる。
- 2、町会行事の立案、遂行に参加できる。
- 3、総会に出席して、意見を述べ、役員への報告を求め、賛否の立場を表明できる。
- 4、会費を、定期的に前納しなければならない。

## 第2章 会費の章

第6条 町会の会費は1戸あたり2000円／半年とし、年間一括4000円とする。

ただし、商栄会は全体で1戸とする。

特別の事情ある者は、役員会の決定により特定の期間、減額・免除をする。

第7条 会費は、4月下旬と10月中旬～下旬に徴収する。

期中入会時の会費は、入会申し込み月の翌月からとし、残月数4ヶ月：1500円、

残月数3ヶ月：1000円、残月数2ヶ月以下：500円を徴収する。（ハンドブック参照）

- 第8条 会費の徴収は町会班長が行い自副会長に納める。副会長は確認後、会計に納める。
- 第9条 イベント等で参加費を徴収した場合、町会会計に記載する。  
徴収後、イベントが中止になったら全額返金する。代替行事開催時はその限りでない。

### 第3章 役員の章

- 第10条 町会役員は、町会班長・町会4役・監査役員・顧問・特別役員で構成する。なお災害対応や大型行事遂行などの場合、臨時の役員体制を組む。
- 1、町会4役は、町会長・副会長・会計・書記をあてる。
  - 2、監査役員は、会計監査委員をあてる。
  - 3、顧問は、町会4役経験者から適任者を選任する。
  - 4、特別役員は、青葉台町会協議会委員、「あおばす路線を支える会運営委員」、及びこれに準ずる複数町会で構成する組織の委員とし、原則として町会4役をあてる。  
ただし、設置目的により、町会4役に拘らず、町会推薦の適任者をあてることができる。  
特別役員の詳細については、業務ハンドブックに記載する。
- 第11条 町会役員の任期は、3月定期総会から翌年3月定期総会までの1年間とする。  
町会長の任期は原則2年間とする。  
いずれの役員も留任、再任は可能とする。  
町会長欠けた場合、新たに選出する。ただし、残りの任期が半年以下のときは副会長が代行する。  
その他の役員に欠員が生じた場合、任期が半年以上残っているときは補充する。
- 第12条 町会役員の定数、各棟分担は次のように設定する。
- 1、町会長は1名。 原則2年間の任期、各棟の輪番制とする。
  - 2、会計は1名。 班長の人数の関係からW棟とS棟で交互に担当する。
  - 3、副会長は各棟につき1名。
  - 4、書記は各棟につき1名。
  - 5、会計監査委員は1名。 班長の人数の関係からW棟とS棟で交互に担当する。
  - 6、特別役員は必要人数。
  - 7、班長は各棟各階につき1名。ただし各棟の事情を考慮する。
  - 8、顧問は数名以内。ただし、選任なしも可。
- 第13条 町会の役員は、原則として輪番制で選出する。  
ただし、志願者や留任／再任希望者がいれば、各班で協議し選出する。  
輪番制および互選制の場合、各棟は、12月下旬までに次期役員を選出する。
- 第14条 役付役員の選出は、以下のように選出手続きを進める。
- 1、各棟は、第13条のとおり、次期班長を選ぶ。
  - 2、12月下旬に、役付役員の選出会議（互選／役員割り当て）を行う。  
選出会議にあたって、現役員は新班長（ならびに新役員候補）に役員の任務を説明する。そして現役員立ち合いのもとに選出を進める。

- 3、役付役員の数を、W・S・E・Nの各棟に配分する。配分は少数世帯棟に負担が重過ぎないように考慮する（5：5：3：3など）。
- 役付役員の割り当て詳細は、業務ハンドブックに定める。
- 役付役員は班長の中から互選した場合、その役員は班長としての任務も兼ねる。

第15条 役員の主な任務を以下に定める。

- 1、町会長は、町会の事務・事業一切を統括する。  
青葉台町会協議会および各種団体との連携。  
町会の事業および懸案事項に対する基本計画の策定。
- 2、副会長は、町会長を補佐。  
各種事業・事案の実行案作成、指揮監督をする。
- 3、会計は、町会の財政を管理する。  
収入・支出の監視と報告。収支帳簿の管理、町会備品消耗品の管理をする。
- 4、書記は、町会の事務を管理する。  
議事録・回覧・各種案内などの作成、会議の準備をする。
- 5、班長は、町会の実務を遂行する。  
回覧・配布。会費等の集金をする。  
各種事業への取り組み、住民とのふれあいをする。
- 6、会計監査は、町会の財政を監査する。
- 7、顧問は、町会活動を支援する。
- 8、特別役員の任務は、業務ハンドブックに定める。

#### 第4章 会議の章

第16条 定例会議、総会・臨時総会・班長会議・4役会議とする。  
いずれも町会長が招集をする、議長は町会長が務める。

第17条 総会は毎年3月下旬に行なう。  
議案は前もって回覧する。総会当日は出席者全員に配る。  
総会は、出席者（委任状を含む）が会員世帯数の過半数にて成立する（二分の一）。  
議決は出席者の過半数で可決とし、賛否同数の場合は議長採決とする。

第18条 総会の標準的な議案は次のとおりとする。

- |                   |      |      |      |
|-------------------|------|------|------|
| 1、今年度の事業報告および懸案事項 |      |      | 承認事項 |
| 2、今年度の会計報告および監査報告 | 現会計  | 会計監査 | 議決事項 |
| 3、新年度の役員紹介        | 議長   |      |      |
| 4、新年度の事業予定および懸案方針 | 新町会長 |      | 議決事項 |
| 5、新年度の会計予算        | 新会計  |      | 議決事項 |

第19条 班長会議は原則毎月1回行なう。出席者は民生委員、顧問、及び会長が認める者。  
議案は前もって配布する。緊急提案は前もって書面にて町会長へ提出する。  
議決は出席者の過半数で可決とし、賛否同数の場合は議長採決とする（二分の一）。

第20条 班長会議の主な議案は次のとおりとする。

- 1、青葉台町会協議会での協議事項。
- 2、町会内外の行事・催しに対する取り組み。
- 3、防犯、防災、環境衛生、交通安全等に対する取り組み。
- 4、子供会、関連団体の情報。
- 5、会計中間報告。

第21条 4役会議は原則毎月1回以上行なう。

議案は前もって配布する。緊急提案は前もって書面にて町会長へ提出する。。  
議決は出席者全員一致で可決とし、やむを得ない場合は議長採決とする。

第22条 4役会議の主な議案は次のとおりとする。

- 1、会員総会への議案の作成、事前および事後の討議。
- 2、班長会議への議案の作成、事前および事後の討議。
- 3、懸案事項に対する取り組み。

## 第5章 会計管理の章

第23条 町会の収入は、会費等を中心とする。

第24条 支出については、総会にて決定する。

1、標準的な支出項目は次のとおりとする。

- (1) 町内における種々の行事費（青葉台町会協議会の行事を含む）
- (2) 青葉台町会協議会及び青葉台自治会館への分担金
- (3) 内外団体補助金（さざなみ会）、寄付金（社協、赤十字、年末募金、緑の羽根）会費
- (4) 事務処理費
- (5) 特定積立金 防災予備費積立金
- (6) 支出が予算大枠より大きく外れる場合は、4役会議にて議決する。

①ただし金額が大きい場合は、班長会議にて議決する。

第25条 町会は、いかなる個人・団体とも金銭的な貸し借りは、一切行なわない。

また、何らの保証人にもならない。

第26条 町会の備品及び、防災機具は防災倉庫に保管する。

これらの管理は、会計が行なう。

第27条 町会に関連する文書・記録類は、町会書庫に保管する。

町会書庫の管理は、書記が行なう。

個人情報に係わる部分は、書類上で削除する。

第28条 町会の金銭は、金融機関へ預ける。

- 1、名義は町会（代表者：町会長）とする。
- 2、通帳および印鑑は、会計が預かる。
- 3、金銭の出納は領収書を要する。小額の物品購入はレシート可とする。  
寄付など領収書をもらえない場合は、寄付要請書類などで代用する。  
金融機関振込の場合は、振込票で代用する。

第29条：会計監査については、以下のように執り行う。

- 1、会計処理の期間は、3月1日から翌年2月末日までとする。
- 2、会計は、収支および残高の状況を明確に遅滞無く、帳簿に付ける。
- 3、会計は、8月末に中間収支報告を、定期総会にて年度収支報告を行う。  
いずれも、事前に監査委員の会計監査を受ける。
- 4、会計監査は、帳簿と関連伝票および預金通帳を照らし合わせ、正確に会計処理が行なわれていることを確認し、検印をする。
  - (1) 予算の大枠に外れていないこと。
  - (2) 予算外の収支については、4役会議および班長会議の議決があること。
  - (3) 出納簿および伝票類は整備してあること。

第30条 町会役員の通信・活動費は下記の通りとする。

通信・活動費は、会計年度末に支給する。但し、重複支給は行わない。

- 1、班長： 3,000円/年
- 2、書記： 5,000円/年
- 3、副会長、会計：10,000円/年
- 4、町会長： 35,000円/年
- 5、顧問： 3,000円/年

## 第6章 組織連携の章

第31条 町会は、団地管理組合と適宜合同会議を開く。

- 1、町会からは、町会長および4役が出席する。
- 2、主な協議事項は次のとおり。
  - (1) 公園や集会所など、団地管理組合の共用部分に関する事項。
  - (2) 防犯や防災、環境など、ダイア町内共通に関わる事項。
  - (3) 会議の内容は、町会役員会で報告する。

第32条 ダイアパレス町会は、青葉台町会協議会に加盟所属する。

- (1) 町会長は協議会の役員として、また副会長は各種委員会の委員として出席する。
- (2) ダイアパレス町会は、協議会に分担金を納める。

- ①協議会運営費の分担金
- ②自治会館積立金の分担金

第32条-2 ダイアパレス町会は、青葉台コミュニティバス運営協議会解散後に発足の「あおばす路線を支える会」に継続して加盟所属する。

- (1) 役員をダイア町会町の他、副会長、町会長より2(～3)名

第33条 町会は、子供会をバックアップし、協力しあう。

町会の役員会に子供会役員の出席を求め、また補助金を提供する。

なお、子供会休会時は、町会に子供担当役員を設置し、子供会活動を代行する。

第34条 町内において、住民の親睦を基本とした下記のようなグループ活動が結成されれば町会はバックアップし協力しあう。

- 1、文化・スポーツ・趣味などの親睦グループ
- 2、防災・防犯・交通安全・環境対策などの要求グループ
- 3、地域改善・法律経済税制事項・社会認識・健康福祉などの広報グループ

## 第7章 日常業務の章

第35条 日常業務の細目については、業務ハンドブックにより進める。

第36条 業務ハンドブックは、常に見直し・整理整頓をする。

## 第8章 弔事の章

第37条 町会会員が死去した場合、遺族に弔慰金にて弔意を表す。

- 1、対象は、会員および同居家族とする。
- 2、弔慰金は、10,000円とする。
- 3、弔慰金は、町会長が町会を代表して遺族に呈する。

## 第9章 規程の章

第38条 この会則は、2000年3月の総会後から施行する。

- 1、この会則に定めている各項は、町会会員一人ひとりが自主的・自発的にこの会則を遵守し町内の親睦を深め、生活環境の維持発展を図って行かなければならない。
- 2、この会則に従わない町会員、または、親睦を乱すなどの事由で、役員会または総会にて決議した場合は、入会の拒否および脱会をさせることができる。

第39条 この会則を改廃するには、役員会および総会での議決を必要とする。

- 1、町内外の事情・実態を鑑みて、必要に応じて改廃することができる。
- 2、改廃するにあたっては、改廃の事由と改廃日をこの章に記載すること。

## 第10章 防犯カメラ運用細則の章

第40条 この会則は、「ダイアパレス町会丘の上公園防犯カメラ運用」に関する要領書である。2017年3月の総会後から施行する。

- 1、この規定に定めている各項は、「ダイアパレス千葉青葉台町会とダイアパレス千葉青葉台団地管理組合」の双方の協議にて定めた、防犯管理カメラの管理要領である。
- 2、改廃する防犯カメラ運用管理にあたっては、双方の「管理責任者」の協議によって運用される。
- 3、改廃するにあたっては、改廃の事由と改廃日を町会役員会に説明し、総会にて承認が必要である。

## 附 則

改正 2005年3月27日 平成16年度町会総会決定に拠る（改正部：第6条）

改正 2009年3月29日 平成20年度町会総会決定に拠る

改正理由 1、現状との差異の是正

（1）顧問の設置

（2）青葉台町会協議会委員の修正

（3）青葉台コミュニティバス運営協議会の追記

2、子供会休会時の対応を追記

3、役員通信・活動費支給の明確化

改正条項 第10条、12条、15条、30条、32条-2（追加）、33条

改正 2011年3月27日 平成22年度町会総会決定に拠る

改正理由 1、班長の定義及び、役員の定義について矛盾がある。

第13条を町会班長に関する条文に、また第14条を

役員に関する条文とした。また、各条文を明確にした。

改正条項：第6、7条

改正 2012年3月25日 平成23年度町会総会において改正する。

改正理由 1、町会費の増収

途中で退会しても返金しない。徴収完了後の入会は、徴収しない

（1）徴収完了後の入会は、月500円×残月数を徴収する。

改正条項 第7条

ハンドブックの管理、見直しについて、

制 定 第10章 防犯カメラ運用管理。

理由 丘の上公園に防犯カメラを設置により、新たに運用管理要領を定めた。

制定 平成28年7月26日、ダイアパレス町会班長会議にて承認

施行 平成29年4月1日、“総会に報告”

改定条項 第6条、7条

改正 2017年4月4日 平成28年度町会総会決定に拠る

改定理由 1、繰越金が多額となり町会費減額へ見直し、収支のバランスを図る。

（1）年会費を4000に減額する。半期2000円とする。

（2）残月数2ヶ月以下は500円、3ヶ月は、4ヶ月以上は1500円

改定条項 第6条、

改正 2019年1月8日 平成30年1月度町会役員会承認。（平成30年度町会総会決定に拠る）

改正理由 1、町会脱退者の返却について、前後期一括入金者増加、入退去者増加につき見直し

原則、途中退会時の返却は当該期以外は全額返却、当該期は第7条の逆数の返却とする。

改正条項 第10-4、24条-3、34条-2

改正 2019年1月8日 平成30年度1月度町会役員会承認（平成30年度町会総会決定に拠る）

改正理由 1、H30年9月30日青葉台コミュニティバス運営協議会解散し、あおバス路線バスを支える会への転換による

- ① 10条-4：呼称を「あおバス路線を支える会委員」に変更する
- ② 24条-3：上記解散により町会からの分担金の支出が無くなる。
- ③ 34条-2：あおバス路線を支える会への名称変更、分担金の不要、基金の返却

改正事項 第7条

ハンドブックの管理、見直しについて